

## よこはま緑の推進団体 花かおる街かど花壇設置事業実施要綱

### (目的)

第1条 よこはま緑の推進団体各区連絡会（以下「各区連絡会」という。）又は各よこはま緑の推進団体（以下「各推進団体」という。）が各区内に花壇を設置、年間を通じ管理運営することで、地域における緑化活動の定着を図ることを目的とする。

### (事業の対象)

第2条 事業の対象となる花壇は、次の条件を満たしている新規・既設の花壇または前年度継続作成の花壇とする。

- (1) 公開性の高い場所に設置する、またはされていること
- (2) 「各区連絡会又は各推進団体」（以下「各区連絡会等」という。）が年間を通じて管理できること
- (3) 設置面積は1箇所につき10平方メートル以上であること
- (4) 原則として路地植えによる花壇設置ができる場所に設置する、またはされていること
- (5) 公園を除く、市街化調整区域は対象外とする
- (6) 花壇設置については土地の所有者・管理者の承諾を得ることとする
- (7) 3年以上利用できる場所であること
- (8) 道路植栽柵は基本的に申請できない
- (9) これまで花壇助成を受けたことのない花壇であること
- (10) 設置場所が異なっても、同じ活動場所の敷地内の場合は2度目の申請はできない（例 一つの公園内に二つ目の花壇をつくる）
- (11) 現在花壇助成を受けている団体は申請できない

### (助成金額)

第3条 助成金の金額は別表1の通りとし、同一花壇に対する助成期間は3年を限度とする。

なお1区あたりの、申請できる花壇の数及び助成上限額は規定しないものとする。

2 助成は各年度の予算内で行う。

### (事業の調整)

第4条 よこはま緑の推進団体連絡協議会（以下「協議会」という。）は公益財団法人横浜市緑の協会等との事業調整を行う。

(事業の内容)

第5条 事業は次の内容を基本とし、各区連絡会等が行うものとする。

- (1) 花壇の名称を「区花かおる街かど花壇」とし、その旨を表示した看板等を設置する。
- (2) 花壇の植え替えは春の都市緑化推進運動期間(毎年4月から6月)及び秋の都市緑化月間(毎年10月)の年2回を基本とし、必要によりその都度実施することで年間を通じて良好な管理を行う。

(申請)

第6条 助成金を受けて事業を実施しようとする各区連絡会等は、協議会会長に花かおる街かど花壇設置事業実施及び助成金交付申請書(様式1-1)を提出するものとする。

- 2 花壇設置については、原則として花かおる街かど花壇設置事業実施土地使用承諾書(様式1-2)を提出するものとする。

(決定通知)

第7条 協議会会長は、前条申請書の内容を審査し決定のうえ、事業の承認(花かおる街かど花壇設置事業実施及び助成金交付決定通知(様式2-1))、不承認(花かおる街かど花壇設置事業実施不承認通知(様式2-2))を各区連絡会等に通知する。

(助成金の交付)

第8条 前条の承認通知を受けた申請団体は速やかに花壇を設置するとともに花かおる街かど花壇設置事業実施助成金請求書(様式3)を協議会会長あて提出するものとする。

- 2 協議会会長は前項の助成金請求書を受け取ったときは速やかに申請者に対し助成金を交付するものとする。

(完了報告書の提出)

第9条 助成金の交付を受けた各区連絡会等は、毎年事業が完了したときは、速やかに事業花かおる街かど花壇設置事業実施完了報告書(様式4)を協議会会長に提出しなければならない。様式に領収書(写し可)を添付することとする。

また、新設花壇については、花壇の設置を完了した後、速やかに花かおる街かど花壇設置事業実施花壇設置完了報告書(様式5)も提出するものとする。

(助成金の返還)

第10条 助成金の交付を受けた各区連絡会等が、次のいずれかに該当する場合は、協議会は各区連絡会等に対し助成金の返還を求めることができる。

- (1) 申請書に記載された内容に虚偽があった場合
- (2) 申請団体より花かおる街かど花壇設置事業実施助成金辞退届(様式6)の提出があった場合
- (3) その他協議会会長が特に必要と認めたとき

2 協議会会長は、第1項の規定により助成金の返還を求める場合は、花かおる街かど花壇設置事業実施助成金返還請求書(様式7)によりその返還を求めることができる。

(維持管理)

第11条 助成金の交付を受けた各区連絡会等は、助成期間が終了した後も、助成を受けた花壇の維持管理に努めるものとし、協議会会長と助成金額決定の通知日から原則8年間の協約を取り交わすものとする(様式8)。

(助成金の使途)

第12条 助成事業の対象となる経費は、花壇の整備、維持管理活動を行うために必要なものとし、別表2に定めるものとする。

(別表1) 助成金

種別	1ヵ所当たりの花壇面積(m <sup>2</sup> )	新設花壇(1年目) (注1)	継続花壇(2・3年目)
A	10以上 50	1ヵ所当たり 10万円	1ヵ所当たり 5万円
B	51以上 100	1ヵ所当たり 15万円	1ヵ所当たり 7万5千円
C	101以上	1ヵ所当たり 20万円	1ヵ所当たり 10万円

※注1: 既設花壇(これまでに助成を受けたことのないものに限る)については、1年目の助成額を2・3年目と同額とする。

(別表 2) 助成金の使途

項目	対象経費
整備・維持・管理費	・花壇花苗代 ・花壇維持管理のための園芸資材・肥料等
活動費	・活動中の飲料購入費
諸雑費	・助成事業に伴う下記の経費 通信運搬費 コピー代

附則

この要綱は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 24 年 3 月 14 日から施行する。

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 30 年 9 月 13 日から施行する。

この要綱は令和元年 9 月 17 日から施行する。